

亀岡市公報

発行所 亀岡市役所
総務部 総務課
TEL 0771-22-3131(代表)
京都府亀岡市安町野々神8番地

目次

—— 告 示 ——

- 公示送達 (税務課) 3
- 国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課) 4
- 公示送達 (保険医療課) 5
- 公示送達 (税務課) 6
- 公示送達 (税務課) 7
- 亀岡市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)支給事業実施要綱の一部改正 (子育て支援課) 7
- 亀岡市土壌診断補助金交付要綱 (農林振興課) 9

—— 公 告 ——

- 一般競争入札(条件付き)にかかる特定建設工事共同企業体の公募 (契約検査課) 11
- 一般競争入札(条件付き)にかかる特定建設工事共同企業体の公募 (契約検査課) 16
- 一般競争入札の執行 (財産管理課) 21
- 一般競争入札の執行 (財産管理課) 24
- 一般競争入札(条件付き)の執行 (契約検査課) 27
- 南丹都市計画地区計画の変更による都市計画案の縦覧 (都市計画課) 31

- 一般競争入札(条件付き)の執行 (契約検査課) 31
- 一般競争入札(条件付き)の執行 (契約検査課) 34
- 亀岡市大井町南部土地区画整理組合の事業計画変更の認可 (都市計画課) 39
- 施行地区及び設計の概要を表示する図書の縦覧 (都市計画課) 40
- 一般競争入札(条件付き)の執行 (契約検査課) 41
- 亀岡農業振興地域整備計画の軽微な変更による計画書の縦覧 (農林振興課) 45

—— 任免及び辞令 ——

教育委員会欄

—— 規 則 ——

- 児童生徒の入学すべき学校区を指定する規則の一部改正 46

公平委員会欄

—— 規 則 ——

- 申請書等の押印を求めることの見直しに伴う関係公平委員会規則等の整理に関する規則 47

農業委員会欄

—— 告 示 ——

- 別段の面積(下限面積) 51

—— 公 告 ——

○令和3年8月定例総会の開催 52

上下水道部欄

—— 告 示 ——

○亀岡市指定給水装置工事事業者における事業廃止の告示 52

○亀岡市指定給水装置工事事業者指定の告示 53

○亀岡市指定給水装置工事事業者指定の告示 53

○亀岡市指定給水装置工事事業者指定の告示 53

○亀岡市下水道排水設備指定工事事業者指定の告示 54

—— 公 告 ——

○公募型プロポーザル方式による事業者の選定 54

告示

亀岡市告示第170号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市市民生活部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和3年8月5日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類等

	送達する書類	送達を受けるべき者	
		住 所	氏 名
1	令和3年度 市民税・府民税 徴収方法変更通知書	省略	省略
2	令和3年度 市民税・府民税 徴収方法変更通知書	省略	省略
3	令和2年度 市民税・府民税 税額変更通知書	省略	省略

2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第171号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定に基づき、下記の国民健康保険被保険者証を無効としたので同条第4項の規定により告示する。

令和3年8月11日

亀岡市長 桂川孝裕

記

亀1705-22010

1 当該者生年月日

昭和26年5月5日

2 保 険 者

亀岡市（26-007-5）

京都府亀岡市安町野々神8番地

3 交付した日

令和2年4月1日

4 無効になる日

令和3年8月11日

「揭示済」

亀岡市告示第172号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市市民生活部保険医療課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和3年8月12日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類等

	送達する書類			送達を受けるべき者	
				住 所	氏 名
1	更正・決定通知書	令和3年度	国民健康保険料	省略	省略
2	督促状	令和3年度第1期	国民健康保険料	省略	省略
3	更正・決定通知書	令和3年度	国民健康保険料	省略	省略
4	督促状	令和3年度第1期	国民健康保険料	省略	省略
5	督促状	令和3年度第1期	国民健康保険料	省略	省略
6	督促状	令和3年度第1期	国民健康保険料	省略	省略
7	督促状	令和3年度第1期	国民健康保険料	省略	省略
8	督促状	令和3年度第1期	国民健康保険料	省略	省略
9	督促状	令和3年度第1期	国民健康保険料	省略	省略
10	督促状	令和3年度第1期	国民健康保険料	省略	省略
11	督促状	令和3年度第1期	国民健康保険料	省略	省略
12	督促状	令和3年度第1期	国民健康保険料	省略	省略
13	督促状	令和3年度第1期	国民健康保険料	省略	省略
14	督促状	令和3年度第1期	国民健康保険料	省略	省略
15	督促状	令和3年度第1期	国民健康保険料	省略	省略

2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第173号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市市民生活部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和3年8月13日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類

令和3年度市民税・府民税納税通知書

2 送達を受けるべき者

No.	住 所	氏 名
1	省略	省略
2	省略	省略
3	省略	省略
4	省略	省略
5	省略	省略
6	省略	省略
7	省略	省略
8	省略	省略
9	省略	省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第174号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市市民生活部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和3年8月13日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類

令和3年度 軽自動車税納税通知書

2 送達を受けるべき者

	住 所	氏 名
1	省略	省略
2	省略	省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第175号

亀岡市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給事業実施要綱（令和3年亀岡市告示第145号）の一部を次のように改正する。

令和3年8月20日

亀岡市長 桂川孝裕

別記第4号様式中

「

→【要件1】①にチェックが入っていること。
 ※申請者（③-1、③-2で所得が高い方）が新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、収入が減少した場合にチェックしてください。

」

を

「

→【要件1】①にチェックが入っていること。
 ※申請者（③-1、③-2で収入が高い方）が新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、収入が減少した場合にチェックしてください。
 ※③-1と③-2の収入比較の結果、令和3年度分の市町村民税均等割が課税のため給付金の支給対象とならなかった者（児童手当等の受給者や中学校修了以降の児童の養育者のうち主たる生計維持者）の方が収入が低く、その配偶者等の方が収入が高いため申請者となる場合は、家計として、申請者（児童手当受給者等の配偶者等）又はその配偶者等（児童手当受給者等）のうち少なくとも一方が新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少していれば「要件1」に該当することとなります。

」

に改める。

別記第5号様式中

「

→【要件1】①にチェックが入っていること。
 ※申請者（（5）で所得が高い方）が新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、収入が減少した場合にチェックしてください。

」

を

「

→【要件1】①にチェックが入っていること。
 ※申請者（（5）で所得が高い方）が新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、収入が減少した場合にチェックしてください。
 ※（5）の所得比較の結果、令和3年度分の市町村民税均等割が課税のため給付金の支給対象とならなかった者（児童手当等の受給者や中学校修了以降の児童の養育者のうち主たる生計維持者）の方が所得が低く、その配偶者等の方が所得が高いため申請者となる場合は、家計として、申請者（児童手当受給者等の配偶者等）又はその配偶者等（児童手当受給者等）のうち少なくとも一方が新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少していれば「要件1」に該当することとなります。

」

に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、告示の日から実施する。

（経過措置）

- 2 この告示の実施の際現にあるこの告示による改正前の様式により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第176号

亀岡市土壌診断補助金交付要綱を次のように定める。

令和3年8月25日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市土壌診断補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、適正な施肥実施に向けた土壌診断を実施する農業者に対し、診断に係る費用を補助することにより、農産物の生産性及び品質の向上並びに農業に起因する環境負荷の低減を推進し、もって本市の農業振興を図ることを目的として、亀岡市補助金等交付規則(昭和41年亀岡市規則第5号)及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で亀岡市土壌診断補助金(以下「補助金」という。)を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 土壌診断 市内の農地の土壌成分を分析し、必要な施肥内容等について診断を行うものをいう。
- (2) 検体 土壌診断のために1箇所の農地から採土する分析用の土をいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 市内で営農する者で、事業年度内に土壌診断を実施したもの
- (2) 亀岡市民又は市内に事業所を有する団体

- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でない者
- (4) 市税を滞納していない者

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象者が、販売目的で農作物を生産している農地について当該年度に実施した土壌診断に係る経費のうち、土壌診断を依頼した者に支払ったものとする。

(補助金額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じた額又は3,000円のいずれか低い方の額とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 補助金の交付は、同一年度内において補助対象者1人につき5検体の土壌診断に係る補助対象経費を限度とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、亀岡市土壌診断補助金交付申請書(別記第1号様式。以下「交付申請書」という。)に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の額の決定)

第7条 市長は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、交付の可否を決定し、亀岡市土壌診断補助金交付決定通知書(別記第2号様式)又は亀岡市土壌診断補助金不交付決定通知書(別記第3号様式)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求等)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を通知された者は、30日以内に亀岡市土壌診断補助金請求書(別記第4号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 市長は、次に掲げる各号のいずれかに該当すると認める場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 申請者が偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 申請者が前条の請求を行わないとき。
- (3) その他市長が必要と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合は、亀岡市土壌診断補助金取消通知書兼返還請求書（別記第5号様式）により申請者に通知し、既に補助金が交付されている場合は、当該補助金を返還させるものとする。

(調査等への協力)

第10条 市長は、申請者に対し本事業の効果検証のためのアンケート調査その他の協力を求めることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

【別記様式 省略】

「揭示済」

公 告

亀岡市公告第65号

一般競争入札（条件付き）にかかる特定建設工事共同企業体の公募について、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和3年8月2日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- | | | |
|--------------|---|---------------|
| (1) 工事番号 | 水配替第3号 | |
| (2) 工事名 | 水道老朽管耐震化工事（20工区） | |
| (3) 工事場所 | 亀岡市千代川町地内外 | |
| (4) 工事種別 | 水道施設工事 | |
| (5) 工事概要 | 工事延長 L=297.3m | |
| | 推進工（HPφ800） | L=291.9m |
| | 発進立坑築造工 | |
| | （ライナープレート、t=2.7、3,200×7,439、H=12,500） | 一式 |
| | 到達立坑築造工 | |
| | （ライナープレート、t=2.7、φ3,200、H=4,730） | 一式 |
| | 薬液注入工（二重管ストレーナー工法（複相式）） | 一式 |
| | 附帯工 | 一式 |
| | 管挿入工（PN形φ600） | L=294.2m |
| (6) 予定価格（税込） | 357,346,000円 | |
| | 【入札書比較価格（税抜） | 324,860,000円】 |
| (7) 工期 | 契約日の翌日から490日間 | |
| (8) 部分払 | 有 | |
| | 令和3年度出来高予定額に係る部分払 | 1回 |
| (9) 前金払 | 有（保証事業会社の保証が必要） | |
| | 第1回前金払 令和3年度出来高予定額に係る前金払 | |
| | 第2回前金払 令和4年度出来高予定額に係る前金払 | |
| (10) 中間前金払 | 請負金額500万円以上かつ工期150日以上（変更工期を含む。）で前金払 | |
| | をしている工事については、各会計年度の出来高予定額に対応する工事実施期間の2分の1が経過していること、工程表により各会計年度の出来高予 | |

定額に対応する工事実施期間の2分の1が経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること、既に行われた当該会計年度における工事に要する経費が各会計年度における出来高予定額の2分の1以上の額に相当することのいずれの要件にも該当し、認定された場合に限り、中間前金払（各会計年度における出来高予定額の20%以内 保証事業会社の保証が必要）が請求できる。

- (11) 最低制限価格 採用
- (12) 入札保証金 免除
- (13) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約当事者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (14) 支給材料及び貸与品 無
- (15) 契約書の要否 要

2 入札参加資格要件

特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であって、次に掲げる要件等を満たすものであること。

(1) 共同企業体の要件

ア 令和3年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「水道施設工事」の「A等級」に認定された者3者による共同企業体とする。ただし、1者が複数の共同企業体の代表者又は構成員となることはできない。

イ 共同企業体は、自主結成とする。

ウ 構成員の出資比率は、全ての構成員が20パーセント以上の出資比率であるものとする。

エ 共同企業体入札参加申請書（以下「入札参加申請書」という。）等の提出期限日から開札日までの期間において、亀岡市の指名停止を受けていないこと。

(2) 共同企業体の代表者の要件

ア 令和3年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「水道施設工事」の「A等級」に認定され、亀岡市内に本社（本店）を置く者であること。

イ 「亀岡市水道施設等の事故に関する協定」を締結していること。

ウ 主任技術者として、「水道施設工事」に係る主任技術者資格（国家資格者に限る。）を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を、工事現場に専任で配置できるものであること。また、下請総額が4,000万円以上となる場合は、監理技術者として、「水道施設工事」に係る監理技術者資格を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を、工事現場に専任で配置できるものであること。

エ 出資比率が構成員中最大の者であること。

オ 共同企業体による水道施設工事の手持ち工事が無いこと。

(※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和2年4月1日以降に発注した水道施設工事の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、1者単独での受注案件、随意契約によるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の水道施設工事の共同企業体による競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失うこととする。)

(3) 共同企業体の代表者以外の構成員の要件

ア 令和3年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「水道施設工事」の「A等級」に認定され、亀岡市内に本社（本店）を置く者であること。

イ 「亀岡市水道施設等の事故に関する協定」を締結していること。

ウ 主任技術者として、「水道施設工事」に係る主任技術者資格（国家資格者に限る。）を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を、工事現場に専任で配置できるものであること。

エ 共同企業体による水道施設工事の手持ち工事が無いこと。

(※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和2年4月1日以降に発注した水道施設工事の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、1者単独での受注案件、随意契約によるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の水道施設工事の共同企業体による競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失うこととする。)

(4) 共同企業体の協定方式

協定書は、「特定建設工事共同企業体協定書（甲型）」による。共同企業体の名称は、「○・△△・□□特定建設工事共同企業体」とする。

(5) その他

「特記仕様書 3. 配水管技能者の資格」に記載されている資格を有している者を現場代理人、主任技術者又は監理技術者のいずれかに配置すること。

その他は、一般競争入札公告共通事項（以下「共通事項」という。）のとおりとする。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

(1) 共同企業体入札参加申請書（別紙）

(2) 特定建設工事共同企業体協定書（甲型）（別紙）

(3) 技術者配置予定書（別紙）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

技術者配置予定書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載が

なく、下請総額が4,000万円（建築一式は6,000万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3か月以上の雇用関係があることをいう。）

(4) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 技術者配置予定書（別紙）に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

※ 提出書類は、電子入札システムにより提出するものとするが、3の(1)、(2)については、押印がある書類のPDF化したものを提出すること。

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和3年8月2日（月） 午後1時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	令和3年8月2日（月）午後1時から なお、設計図書（図面）は、 令和3年8月2日（月）午後1時から 令和3年8月20日（金）午後5時まで （開庁日・開庁時間は除く。）	共通事項2のとおり ※設計図書等 亀岡市役所3階契約 検査課にて、令和3 年度亀岡市建設工事 入札参加資格審査に おいて、「水道施設 工事」の「A等級」 に認定されたものに 配布
入札参加資格確認申請書等の受付	令和3年8月10日（火） 午前9時から午後5時まで 令和3年8月11日（水） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	令和3年8月12日（木） 午後5時までに電子入札システムにより通知	共通事項3のとおり
質疑の受付	申請書等に関する質問 令和3年8月6日（金）午後5時まで 設計図書に関する質問 令和3年8月17日（火）午後3時まで	共通事項5のとおり

質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和3年8月19日（木） 午後5時まで	共通事項5のとおり
入札期間	令和3年8月23日（月） 午前9時から午後5時まで 令和3年8月24日（火） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
開札日時	令和3年8月25日（水）午前10時	電子入札システムによる

※ 設計図書等については、令和3年8月2日（月）午後1時から令和3年8月20日（金）午後5時までの間（閉庁日・閉庁時間は除く。）、亀岡市役所3階契約検査課にて、令和3年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「水道施設工事」の「A等級」に認定されたものに配布する。受領の際、直接受領する者の印（認印でも可）を持参すること。

（注）都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、入札参加申請書と技術者配置予定書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、技術者配置予定書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

入札金額が、予定価格以下で最低制限価格以上となっている、最低価格の入札者を落札者とする。

7 その他

- (1) 「水配替第1号 水道老朽管耐震化工事（19工区）」への入札参加申請は、本工事と同じ構成の共同企業体で行うこと。
- (2) 本工事を落札した共同企業体は、「水配替第1号 水道老朽管耐震化工事（19工区）」への入札参加資格を失うものとする。
- (3) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (4) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (5) 入札2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札

書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。

- (6) 本案件を落札した業者は、他の共同企業体による水道施設工事の競争入札に参加することができない。ただし、他の案件の公告日までに工事完成届が提出された場合は入札に参加することができる。
- (7) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 総務部 契約検査課 (電話 0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第66号

一般競争入札（条件付き）にかかる特定建設工事共同企業体の公募について、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和3年8月2日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- | | | | |
|--------------|----------------------------|------------|------------|
| (1) 工事番号 | 水配替第1号 | | |
| (2) 工事名 | 水道老朽管耐震化工事（19工区） | | |
| (3) 工事場所 | 亀岡市西つつじヶ丘地内 | | |
| (4) 工事種別 | 水道施設工事 | | |
| (5) 工事概要 | 配水管 | DSGX φ 300 | L = 1.7m |
| | | DSGX φ 200 | L = 528.2m |
| | | DSGX φ 150 | L = 434.8m |
| | | DSGX φ 100 | L = 311.5m |
| | | DSGX φ 75 | L = 442.6m |
| | 給水管 | | 169戸 |
| | 仮設管 | | 1式 |
| (6) 予定価格（税込） | 193,204,000円 | | |
| | 【入札書比較価格（税抜） 175,640,000円】 | | |

- (7) 工期 契約日の翌日から令和4年3月10日まで
- (8) 部分払 無
- (9) 前金払 原則40%以内。保証事業会社の保証が必要。
- (10) 中間前金払 請負金額500万円以上かつ工期150日以上（変更工期を含む。）で前払金の支払を受けており、工期の2分の1が経過していること、工程表により工期の2分の1が経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること、当該工事に係る既済作業に要する経費が請負代金の2分の1以上に相当することのいずれの要件にも該当し、認定された場合に限り請求できる。（中間前払金は請求金額の20%以内 保証事業会社の保証が必要）
- (11) 最低制限価格 採用
- (12) 入札保証金 免除
- (13) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約当事者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (14) 支給材料及び貸与品 無
- (15) 契約書の要否 要

2 入札参加資格要件

特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であって、次に掲げる要件等を満たすものであること。

(1) 共同企業体の要件

ア 令和3年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「水道施設工事」の「A等級」に認定された者3者による共同企業体とする。ただし、1者が複数の共同企業体の代表者又は構成員となることはできない。

イ 共同企業体は、自主結成とする。

ウ 構成員の出資比率は、全ての構成員が20パーセント以上の出資比率であるものとする。

エ 共同企業体入札参加申請書（以下「入札参加申請書」という。）等の提出期限日から開札日までの期間において、亀岡市の指名停止を受けていないこと。

(2) 共同企業体の代表者の要件

ア 令和3年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「水道施設工事」の「A等級」に認定され、亀岡市内に本社（本店）を置く者であること。

イ 「亀岡市水道施設等の事故に関する協定」を締結していること。

ウ 主任技術者として、「水道施設工事」に係る主任技術者資格（国家資格者に限る。）を有

する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を、工事現場に専任で配置できるものであること。また、下請総額が4,000万円以上となる場合は、監理技術者として、「水道施設工事」に係る監理技術者資格を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を、工事現場に専任で配置できるものであること。

エ 出資比率が構成員中最大の者であること。

オ 共同企業体による水道施設工事の手持ち工事がないこと。

(※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和2年4月1日以降に発注した水道施設工事の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、1者単独での受注案件、随意契約によるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の水道施設工事の共同企業体による競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失うこととする。)

(3) 共同企業体の代表者以外の構成員の要件

ア 令和3年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「水道施設工事」の「A等級」に認定され、亀岡市内に本社（本店）を置く者であること。

イ 「亀岡市水道施設等の事故に関する協定」を締結していること。

ウ 主任技術者として、「水道施設工事」に係る主任技術者資格（国家資格者に限る。）を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を、工事現場に専任で配置できるものであること。

エ 共同企業体による水道施設工事の手持ち工事がないこと。

(※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和2年4月1日以降に発注した水道施設工事の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、1者単独での受注案件、随意契約によるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の水道施設工事の共同企業体による競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失うこととする。)

(4) 共同企業体の協定方式

協定書は、「特定建設工事共同企業体協定書（甲型）」による。共同企業体の名称は、「○
○・△△・□□特定建設工事共同企業体」とする。

(5) その他

「特記仕様書 3. 配水管技能者の資格」に記載されている資格を有している者を現場代理人、主任技術者又は監理技術者のいずれかに配置すること。

その他は、一般競争入札公告共通事項（以下「共通事項」という。）のとおりとする。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 共同企業体入札参加申請書（別紙）
- (2) 特定建設工事共同企業体協定書（甲型）（別紙）
- (3) 技術者配置予定書（別紙）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

技術者配置予定書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が4,000万円（建築一式は6,000万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3か月以上の雇用関係があることをいう。）

(4) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 技術者配置予定書（別紙）に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

※ 提出書類は、電子入札システムにより提出するものとするが、3の(1)、(2)については、押印がある書類のPDF化したものを提出すること。

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和3年8月2日（月） 午後1時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	令和3年8月2日（月） 午後1時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	令和3年8月10日（火） 午前9時から午後5時まで 令和3年8月11日（水） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	令和3年8月12日（木） 午後5時までに電子入札システムにより通知	共通事項3のとおり
質疑の受付	申請書等に関する質問 令和3年8月6日（金）午後5時まで 設計図書に関する質問 令和3年8月17日（火）午後3時まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和3年8月19日（木） 午後5時まで	共通事項5のとおり

入札期間	令和3年8月23日（月） 午前9時から午後5時まで 令和3年8月24日（火） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
開札日時	令和3年8月25日（水） 午前11時	電子入札システムによる

（注）都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、入札参加申請書と技術者配置予定書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、技術者配置予定書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

入札金額が、予定価格以下で最低制限価格以上となっている、最低価格の入札者を落札者とする。

7 その他

- (1) 「水配替第3号 水道老朽管耐震化工事（20工区）」への入札参加申請は、本工事と同じ構成の共同企業体で行うこと。
- (2) 「水配替第3号 水道老朽管耐震化工事（20工区）」を落札した共同企業体は、本工事への入札参加資格を失うものとする。
- (3) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (4) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (5) 入札2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (6) 本案件を落札した業者は、他の共同企業体による水道施設工事の競争入札に参加することができない。ただし、他の案件の公告日までに工事完成届が提出された場合は入札に参加することができる。
- (7) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 総務部 契約検査課 (電話 0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第67号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

令和3年8月2日

亀岡市長 桂川孝裕

<p>入札事項</p>	<p>亀岡市公有地の売却 売却する物件：亀岡市北古世町一丁目72番、同72番5 (元市営住宅事業用地) 宅地 合計面積766.96㎡(実測)</p>
<p>入札日時及び 入札場所</p>	<p>令和3年9月28日(火曜日) 入札：午前10時から午前10時40分まで 開札：午前11時から 場所：亀岡市役所4階入札室</p>
<p>入札参加資格</p>	<p>日本国内に居住している者。ただし、次のアからオまでに該当する者は参加できない。 ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者 イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者 ウ 亀岡市暴力団排除条例(平成24年亀岡市条例第24号)第2条第1号に規定する暴力団及び同条第4号に規定する暴力団員等並びにこれらの者の依頼を受けて市有地等の売買契約をしようとする者 エ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の3に規定する者 オ 亀岡市税に滞納がある者</p>
<p>参加申込み</p>	<p>この入札に参加を希望する場合は、事前の申込みを必要とする。</p>
<p>参加申込受付 期間及び場所</p>	<p>参加申込みは、次の期間内に亀岡市役所1階財産管理課(14番窓口)にて受け付ける。 令和3年8月23日(月曜日)から令和3年9月13日(月曜日)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。) 受付時間：午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)</p>

実施要領及び入札参加申込書等の配布	「亀岡市公有地の売却について（亀岡市北古世町一丁目72番、同72番5）：実施要領【令和3年9月28日入札実施】」として、令和3年8月2日（月曜日）から亀岡市ホームページにて配布する。入手できない場合は亀岡市財産管理課に問い合わせること。
予定価格（最低売却価格）の有無	予定価格（最低売却価格）を次のとおり設定する。 33,700,000円
土地の利用及び留意事項	<p>入札する物件は、次の土地利用条件等が付される。</p> <p>ア 周辺地域の生産環境、業務環境又は居住環境と調和した開発を購入者が事業主として行うこととし、購入者自らが一切事業に着手することなく第三者に譲渡することは固く禁ずる。</p> <p>イ 給水に関する条件：当該地に給水管の引込みはない。南側市道内には配水管（H I V P φ 4 0 mm）が布設されているが、既存配水管から新たな引込みは不可能のため、新規引込口径に合わせた配水管の増径整備が必要。配水管の整備にあたっては、亀岡市水道課と協議が必要。なお、配水管の整備に係る工事費用については、全額申請者の負担となる。給水装置工事申込時に加入金（口径加入金・面積加入金・申請手数料）が必要。土地利用の状況に応じて関係課と十分協議、調整を行うこと。</p> <p>ウ 下排水に関する条件：当該地に公共汚水桝はない。当該地の受益者負担金は完納されている。前面道路（南側）に下水道本管（V U φ 2 5 0 mm）の布設がある。公共汚水桝が必要な場合は、申請者の負担による設置となる。土地利用の状況に応じて関係課と十分協議、調整を行うこと。</p> <p>エ 令和2年7月8日の降雨により、敷地内の法地上部付近の一部が崩れ、該当箇所を整地やフェンス撤去などの復旧修繕工事を実施している。</p> <p>オ 都市計画法（昭和43年法律第100号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）、建築基準法施行条例（昭和35年京都府条例第13号）、文化財保護法（昭和25年法律第214号）、亀岡市の関係条例、その他全ての関係法令等を遵守するとともに、土地利用の状況に応じて関係機関、関係課等と十分協議、調整の上、適切に処理すること。</p> <p>カ 本物件は現状有姿のまま売り渡すものであり、契約不適合責任を負わない。ただし、購入者が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条に規定する消費者の場合、引渡しの日から2年間に限り民法（明治29年法律第89号）第562条から第564条までに定める契約不適合責任を負う。なお、本物件内の工作物及び立木等について撤去が必要な場合は、購入者において行うこと。</p> <p>キ 土地利用、工事等にあたり、近隣住民に対して誠意をもって対応することとし、亀岡市は関与しない。なお、工事等に伴う騒音、振動、埃等及び新施設を建設したことに起因する電波障害、風害、日影等の周辺への影響については、購入者の責任において対応すること。</p> <p>ク 接道条件、敷地内の高低差や復旧修繕工事箇所などを含め、現地及び周辺環境の状況を購入者自身で確認の上、入札参加すること。</p>

土地の用途制限	<p>入札する物件は、売買契約書において次の用途制限が付される。</p> <p>ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど公序良俗に反する用途に供しないこと。</p> <p>イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第4項から第11項までに規定する風俗関連営業の用途に供しないこと。</p>
無効な入札	<p>次の入札は無効とする。</p> <p>ア 入札参加資格のない者がした入札</p> <p>イ 指定の時刻までに提出しなかった入札</p> <p>ウ 所定の入札書によらない入札</p> <p>エ 入札保証金を納付しない者又はその金額に不足のある者のした入札</p> <p>オ 入札者又はその代理人が同一の入札について、2枚以上の入札をした場合のその全部の入札</p> <p>カ 入札者及びその代理人がそれぞれ入札した場合のその全部の入札</p> <p>キ 入札書の金額、氏名、印影又は重要な文字が識別できない入札</p> <p>ク 入札金額を訂正した入札</p> <p>ケ 入札に関し、不正な行為を行った者がした入札</p> <p>コ 指定の日時までに事前申込みをしなかった者がした入札</p>
落札者の決定方法	<p>予定価格（最低売却価格）以上の額の入札のうち、最高額で入札した者を落札者とする。同額の入札をした者が二人以上あるときは「くじ」による。</p>
入札保証金及び契約保証金	<p>入札保証金（京都手形交換所参加金融機関が振り出した保証小切手）は入札額の5%以上、契約保証金は契約金額の10%以上とする。</p>
その他	<p>入札に関する注意事項、契約に関する注意事項、物件情報等は「亀岡市公有地の売却について（亀岡市北古世町一丁目72番、同72番5）：実施要領【令和3年9月28日入札実施】」で確認し、全て承知、承諾の上、入札参加すること。</p>
問い合わせ先	<p>亀岡市会計管理室財産管理課 電話0771-25-5160</p>

「揭示済」

亀岡市公告第68号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

令和3年8月2日

亀岡市長 桂川孝裕

入札事項	<p>亀岡市公有地の売却 売却する物件：亀岡市北古世町二丁目189番1（元道路新設改良事業用地） 雑種地 面積935.31㎡（実測）</p>
入札日時及び 入札場所	<p>令和3年9月28日（火曜日） 入札：午後2時から午後2時40分まで 開札：午後3時から 場所：亀岡市役所4階入札室</p>
入札参加資格	<p>日本国内に居住している者。ただし、次のアからオまでに該当する者は参加できない。</p> <p>ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者</p> <p>イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者</p> <p>ウ 亀岡市暴力団排除条例（平成24年亀岡市条例第24号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第4号に規定する暴力団員等並びにこれらの者の依頼を受けて市有地等の売買契約をしようとする者</p> <p>エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3に規定する者</p> <p>オ 亀岡市税に滞納がある者</p>
参加申込み	<p>この入札に参加を希望する場合は、事前の申込みを必要とする。</p>
参加申込受付 期間及び場所	<p>参加申込みは、次の期間内に亀岡市役所1階財産管理課（14番窓口）にて受け付ける。</p> <p>令和3年8月23日（月曜日）から令和3年9月13日（月曜日）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）</p> <p>受付時間：午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）</p>
実施要領及び 入札参加申込 書等の配布	<p>「亀岡市公有地の売却について（亀岡市北古世町二丁目189番1）：実施要領【令和3年9月28日入札実施】」として、令和3年8月2日（月曜日）から亀岡市ホームページにて配布する。入手できない場合は亀岡市財産管理課に問い合わせること。</p>
予定価格（最 低売却価格） の有無	<p>予定価格（最低売却価格）を次のとおり設定する。</p> <p>45,000,000円</p>

土地の利用及び留意事項

入札する物件は、次の土地利用条件等が付される。

ア 周辺地域の生産環境、業務環境又は居住環境と調和した開発を購入者が事業主として行うこととし、購入者自らが一切事業に着手することなく第三者に譲渡することは固く禁ずる。

イ 給水に関する条件：当該地に給水管の引込みはない。新規引込みを希望する場合は、前面道路に配水管が布設されていないため、新規引込口径に合わせた配水管の布設整備が必要。配水管の布設整備にあたっては、亀岡市水道課と協議が必要。なお、配水管等の布設整備に係る工事費用については、全額申請者の負担となる。新規引込みを行う際は、加入金（口径加入金・面積加入金・申請手数料）が必要。土地利用の状況に応じて関係課と十分協議、調整を行うこと。

ウ 下排水に関する条件：当該地に公共汚水柵はない。公共汚水柵を設置する場合は、前面道路に下水道本管が布設されているが、サービス管の布設を検討する必要がある。サービス管の布設にあたっては、亀岡市下水道課と協議が必要。なお、サービス管等の布設整備に係る工事費用は、全額申請者の負担となる。当該地は供用開始区域外のため、負担金は賦課されていない。下水道施設の使用には、受益者負担金（440円/m²）が必要。土地利用の状況に応じて関係課と十分協議、調整を行うこと。

エ 接面道路に関する条件：本物件西側の市道東堅北古世線（未舗装区間）及び南側の農道は、建築基準法非道路となる。また、農道への進入は原則できない。なお、本物件北西角における市道北古世西川線と市道東堅北古世線との接道箇所などの整理について、亀岡市桂川・道路整備課と協議を行うこと。

オ 都市計画法（昭和43年法律第100号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）、建築基準法施行条例（昭和35年京都府条例第13号）、亀岡市宅地開発等に関する条例（平成28年亀岡市条例第43号）など亀岡市の関係条例、その他全ての関係法令等を遵守するとともに、土地利用の状況に応じて関係機関、関係課等と十分協議、調整の上、適切に処理すること。

カ 本物件は現状有姿のまま売り渡すものであり、契約不適合責任は負わない。ただし、購入者が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条に規定する消費者の場合、引渡しの日から2年間に限り民法（明治29年法律第89号）第562条から第564条までに定める契約不適合責任を負う。また、本物件内の工作物（管理フェンス含む。）について撤去が必要な場合は、購入者において行うこと。なお、管理フェンスは、安全対策及び近隣への配慮のために設置しているものである。

キ 土地利用、工事等にあたり、近隣住民に対して誠意をもって対応することとし、亀岡市は関与しない。なお、工事等に伴う騒音、振動、埃等及び新施設を建設したことに起因する電波障害、風害、日影等の周辺への影響については、購入者の責任において対応すること。

ク 接道条件や敷地内の高低差などを含め、現地及び周辺環境の状況を購入者自身で確認の上、入札参加すること。

土地の用途制限	<p>入札する物件は、売買契約書において次の用途制限が付される。</p> <p>ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど公序良俗に反する用途に供しないこと。</p> <p>イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第4項から第11項までに規定する風俗関連営業の用途に供しないこと。</p> <p>ウ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条に規定する「廃棄物」の処理業の用途に供しないこと。</p>
無効な入札	<p>次の入札は無効とする。</p> <p>ア 入札参加資格のない者がした入札</p> <p>イ 指定の時刻までに提出しなかった入札</p> <p>ウ 所定の入札書によらない入札</p> <p>エ 入札保証金を納付しない者又はその金額に不足のある者のした入札</p> <p>オ 入札者又はその代理人が同一の入札について、2枚以上の入札をした場合のその全部の入札</p> <p>カ 入札者及びその代理人がそれぞれ入札した場合のその全部の入札</p> <p>キ 入札書の金額、氏名、印影又は重要な文字が識別できない入札</p> <p>ク 入札金額を訂正した入札</p> <p>ケ 入札に関し、不正な行為を行った者がした入札</p> <p>コ 指定の日時までに事前申込みをしなかった者がした入札</p>
落札者の決定方法	<p>予定価格（最低売却価格）以上の額の入札のうち、最高額で入札した者を落札者とする。同額の入札をした者が二人以上あるときは「くじ」による。</p>
入札保証金及び契約保証金	<p>入札保証金（京都手形交換所参加金融機関が振り出した保証小切手）は入札額の5%以上、契約保証金は契約金額の10%以上とする。</p>
その他	<p>入札に関する注意事項、契約に関する注意事項、物件情報等は「亀岡市公有地の売却について（亀岡市北古世町二丁目189番1）：実施要領【令和3年9月28日入札実施】」で確認し、全て承知、承諾の上、入札参加すること。</p>
問い合わせ先	<p>亀岡市会計管理室財産管理課 電話0771-25-5160</p>

「揭示済」

亀岡市公告第69号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和3年8月5日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- (1) 工事番号 3道改第5号
- (2) 工事名 市道池尻宇津根線道路改良工事（その19）
- (3) 工事場所 亀岡市河原林町勝林島地内
- (4) 工事種別 土木一式工事
- (5) 工事概要 工事延長 L=211.0m W=10.75m
- ・土工 1式
 - ・排水工 1式
 - ・アスファルト舗装工 A=1,534㎡（車道）
 - ・アスファルト舗装工 A=625㎡（歩道）
 - ・構造物取壊し工 1式
 - ・附帯工 1式
- (6) 予定価格（税込） 41,585,500円
【入札書比較価格（税抜） 37,805,000円】
- (7) 工期 契約日の翌日から180日間
- (8) 部分払 無
- (9) 前金払 有（当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社の保証が必要）
- (10) 中間前金払 請負金額500万円以上かつ工期150日以上（変更工期を含む。）で前払金の支払を受けており、工期の2分の1が経過していること、工程表により工期の2分の1が経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること、当該工事に係る既済作業に要する経費が請負代金の2分の1以上に相当することのいずれの要件にも該当し、認定された場合に限り請求できる。（中間前払金は請負金額の20%以内 保証事業会社の保証が必要）
- (11) 最低制限価格 採用
- (12) 入札保証金 免除
- (13) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約当事者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に

関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

- (14) 支給材料及び貸与品 無
- (15) 契約書の要否 要

2 入札参加資格要件

- (1) 令和3年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「土木一式工事」の「A等級」に認定された者のうち、希望順位1位で、亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (3) 手持ち工事が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。
（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和2年4月1日以降に発注した土木一式工事（A等級）の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、災害復旧工事、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の土木一式工事（A等級）の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）
- (4) 受注金額が1億円を超える場合は、入札に参加することができない。
（※受注金額は、亀岡市が実施する令和3年4月1日以降に発注した土木一式工事、建築一式工事及び水道施設工事における受注総計額とする。また、公告日から開札日までの間に、受注金額が1億円を超える場合は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失うこととする。ただし、災害復旧工事、随意契約、JVによるもの、亀岡市長以外と契約した工事や契約変更の増減額は対象外とする。）
- (5) 受注件数が1件ある場合は、入札に参加することができない。
（※受注件数とは、亀岡市が実施する令和3年4月1日以降に発注した土木一式工事（A等級）で受注した件数をいう。また、公告日から開札日までの間に、他の土木一式工事（A等級）の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。ただし、災害復旧工事、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは受注件数に含まない。）
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (7) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）
- (2) 配置予定技術者調書（別紙様式2）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない

い。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が4,000万円（建築一式は6,000万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。ただし、請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満の場合は、監理技術者等を非専任で配置することができる。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3か月以上の雇用関係があることをいう。）

(3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 配置予定技術者調書に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

4 入札手続等

手 続 等	期間・期日・期限 等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和3年8月5日（木） 午後1時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	令和3年8月5日（木） 午後1時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	令和3年8月18日（水） 午前9時から午後5時まで 令和3年8月19日（木） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	令和3年8月20日（金） 午後5時までに電子入札システムにより通知	
質疑の受付	申請書等に関する質問 令和3年8月17日（火）午後5時まで 設計図書に関する質問 令和3年8月24日（火）午後3時まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和3年8月26日（木） 午後5時まで	共通事項5のとおり

入札期間	令和3年8月30日（月） 午前9時から午後5時まで 令和3年8月31日（火） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
開札日時	令和3年9月1日（水） 午前10時	電子入札システムによる

（注）都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) その他については、共通事項のとおりとする。

（問い合わせ先）

亀岡市 総務部 契約検査課 （電話 0771-25-5041）

「揭示済」

亀岡市公告第70号

南丹都市計画地区計画を変更するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに市長に意見書を提出することができる。

令和3年8月10日

亀岡市長 桂川孝裕

1 都市計画の種類

南丹都市計画地区計画

2 都市計画の名称

篠町篠牙ケ尾地区地区計画

3 都市計画を変更する土地の区域

亀岡市篠町篠芦原、上西山、牙ケ尾、小園谷、下西山、鍋倉及び松ケ谷、篠町王子西長尾の各一部

4 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地

亀岡市まちづくり推進部都市計画課

5 縦覧期間

令和3年8月11日から令和3年8月24日まで

「揭示済」

亀岡市公告第71号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和3年8月12日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- (1) 工事番号 水施工第2号
- (2) 工事名 千代川浄水場場内舗装工事
- (3) 工事場所 亀岡市千代川町地内
- (4) 工事種別 舗装工事
- (5) 工事概要 千代川浄水場内舗装 一式
給水車用車庫設置 一式
- (6) 予定価格(税込) 21,813,000円
【入札書比較価格(税抜) 19,830,000円】
- (7) 工期 契約日の翌日から110日間
- (8) 部分払 無
- (9) 前金払 有(当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社の保証が必要)
- (10) 最低制限価格 採用
- (11) 入札保証金 免除
- (12) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約当事者が確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (13) 支給材料及び貸与品 無
- (14) 契約書の要否 要

2 入札参加資格要件

- (1) 令和3年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「舗装工事」に登録された者のうち、希望順位2位以上で、亀岡市内に本社(本店)を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (3) 手持ち工事が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。
(※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和2年4月1日以降に発注した舗装工事の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、災害復旧工事、随意契約、JV案件、単価契約案件によるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の舗装工事の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。)
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。
- (5) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）

※ 本案件では、「配置予定技術者調書」「資格・免許等を証する書面等の写し」の提出は求めません。

4 入札手続等

手 続 等	期間・期日・期限 等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和3年8月12日（木） 午後1時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	令和3年8月12日（木） 午後1時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	令和3年8月23日（月） 午前9時から午後5時まで 令和3年8月24日（火） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	令和3年8月25日（水） 午後5時までに電子入札システムにより通知	
質疑の受付	申請書等に関する質問 令和3年8月20日（金）午後5時まで 設計図書に関する質問 令和3年8月26日（木）午後3時まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和3年8月30日（月）午後5時まで	共通事項5のとおり
入札期間	令和3年9月1日（水） 午前9時から午後5時まで 令和3年9月2日（木） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
開札日時	令和3年9月3日（金） 午前10時	電子入札システムによる

（注）都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書により、基本事項について

て確認を行い、入札参加資格の有無を審査したものであり、詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 総務部 契約検査課 (電話 0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第72号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和3年8月18日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- (1) 工事番号 公第2号
- (2) 工事名 亀岡運動公園噴水設備更新工事
- (3) 工事場所 亀岡市曾我部町穴太地内

- | | | | |
|----------------|---|--------|----------------------|
| (4) 工事種別 | 土木一式工事 | | |
| (5) 工事概要 | ・ 構造物土工 | | 1式 |
| | ・ 雨水排水設備工 | 管渠工 | L = 30m |
| | ・ 集水樹・マンホール工 | 集水樹 | N = 2箇所 |
| | | 集水樹改修 | N = 2箇所 |
| | ・ 汚水排水設備工 | 汚水管 | L = 12m |
| | ・ 園路広場工 | 平板舗装 | A = 83m ² |
| | | 玉石張舗装 | A = 10m ² |
| | ・ サービス施設整備工 | 手足洗い場 | N = 1基 |
| | ・ 公園施設撤去、移設工 | | 1式 |
| | ・ 給水設備工 | 地中配管 | L = 54m |
| | | 噴水装置設置 | 1式 |
| | | 噴水機械設備 | 1式 |
| | | ポンプ槽 | 1式 |
| | ・ 電気設備工 | 電線管 | L = 488m |
| | | 電線 | L = 1,026m |
| (6) 工期 | 契約日の翌日から150日間 | | |
| (7) 部分払 | 無 | | |
| (8) 前金払 | 有（当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社の保証が必要） | | |
| (9) 中間前金払 | 請負金額500万円以上かつ工期150日以上（変更工期を含む。）で前払金の支払を受けており、工期の2分の1が経過していること、工程表により工期の2分の1が経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること、当該工事に係る既済作業に要する経費が請負代金の2分の1以上に相当することのいずれの要件にも該当し、認定された場合に限り請求できる。（中間前払金は請負金額の20%以内 保証事業会社の保証が必要） | | |
| (10) 最低制限価格 | 採用 | | |
| (11) 入札保証金 | 免除 | | |
| (12) 契約保証金 | 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約当事者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。 | | |
| (13) 支給材料及び貸与品 | 無 | | |
| (14) 契約書の要否 | 要 | | |

2 入札参加資格要件

- (1) 令和3年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「土木一式工事」の「A1等級」に認定された者のうち、希望順位1位で、亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (3) 手持ち工事が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。
(※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和2年4月1日以降に発注した土木一式工事（A1等級）の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、災害復旧工事、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の土木一式工事（A1等級）の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）
- (4) 受注金額が1億円を超える場合は、入札に参加することができない。
(※受注金額は、亀岡市が実施する令和3年4月1日以降に発注した土木一式工事、建築一式工事及び水道施設工事における受注総計額とする。また、公告日から開札日までの間に、受注金額が1億円を超える場合は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失うこととする。ただし、災害復旧工事、随意契約、JVによるもの、亀岡市長以外と契約した工事や契約変更の増減額は対象外とする。)
- (5) 受注件数が1件ある場合は、入札に参加することができない。
(※受注件数とは、亀岡市が実施する令和3年4月1日以降に発注した土木一式工事（A1等級）で受注した件数をいう。また、公告日から開札日までの間に、他の土木一式工事（A1等級）の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。ただし、災害復旧工事、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは受注件数に含まない。)
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (7) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）
- (2) 配置予定技術者調書（別紙様式2）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が4,000万円（建築一式は6,000万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。ただし、請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満の場合は、監理技術者等を非専任で配置することができる。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しく

は連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3か月以上の雇用関係があることをいう。）

(3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 配置予定技術者調書に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和3年8月18日（水） 午後1時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	令和3年8月18日（水） 午後1時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	令和3年8月26日（木） 午前9時から午後5時まで 令和3年8月27日（金） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	令和3年8月30日（月） 午後5時までに電子入札システムにより通知	
質疑の受付	申請書等に関する質問 令和3年8月25日（水）午後5時まで 設計図書に関する質問 令和3年8月31日（火）午後3時まで	共通事項5-1のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和3年9月2日（木）午後5時まで	共通事項5-1のとおり
入札期間	令和3年9月6日（月） 午前9時から午後5時まで 令和3年9月7日（火） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
予定価格の公表	予定価格の公表：令和3年9月7日（火） 午後4時以降	入札情報公開システムによる
予定価格に関する質問の受付	予定価格の公表をしたときから 令和3年9月9日（木）正午まで	共通事項5-2のとおり
予定価格に関する質問への回答	令和3年9月10日（金）まで	共通事項5-2のとおり

	【予定価格に関する質問がないとき】	【予定価格に関する質問があるとき】	
開札日時	令和3年9月10日（金） 午前10時	令和3年9月13日（月） 午前10時	電子入札システムによる
再度入札を行う場合の入札期間	令和3年9月13日（月） 午前9時から午後3時まで	令和3年9月14日（火） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
再度入札の開札日時	令和3年9月13日（月） 午後3時以降	令和3年9月14日（火） 午後3時以降	電子入札システムによる

(注) 都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 総務部 契約検査課 (電話 0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第73号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により亀岡市大井町南部土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により公告する。

令和3年8月20日

亀岡市長 桂川孝裕

1 組合の名称

亀岡市大井町南部土地区画整理組合

2 事業施行期間

平成21年6月15日から令和5年3月31日まで

3 施行地区の区域

区 域	付記	区 域	付記
大井町 並河堂又	全部	大井町 並河三丁目	一部
〃 並河前脇	一部	〃 南金岐重見	一部
〃 並河熊田	一部	〃 南金岐好実根	一部
〃 並河亀ヶ渕	一部	〃 南金岐丁田	一部
〃 並河深町	一部	蕨田野町 太田古実根	一部
〃 並河観並	一部	〃 太田草田	一部
〃 並河二丁目	一部		

4 事務所の所在地

亀岡市大井町並河一丁目21番1号

5 設立認可の年月日

平成21年6月15日

6 変更認可の年月日

令和3年8月20日

「揭示済」

亀岡市公告第74号

南丹都市計画事業大井町南部土地区画整理事業の事業計画において定める施行地区及び設計の概要を表示する図書を土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第2項において準用する同法第21条第6項の規定により公衆の縦覧に供するので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第1条の2の規定により公告する。

令和3年8月20日

亀岡市長 桂川孝裕

1 事業の名称

南丹都市計画事業大井町南部土地区画整理事業

2 施行地区の区域

区 域		付記	区 域		付記
大井町	並河堂又	全部	大井町	並河三丁目	一部
〃	並河前脇	一部	〃	南金岐重見	一部
〃	並河熊田	一部	〃	南金岐好実根	一部
〃	並河亀ヶ渕	一部	〃	南金岐丁田	一部
〃	並河深町	一部	禰田野町	太田古実根	一部
〃	並河観並	一部	〃	太田草田	一部
〃	並河二丁目	一部			

3 縦覧に供する図書

施行地区及び設計の概要を表示する図書

4 縦覧期間

土地区画整理法第45条第5項又は同法第103条第4項の公告の日まで

5 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

6 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地

亀岡市まちづくり推進部都市整備課

「揭示済」

亀岡市公告第75号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和3年8月23日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- | | | | |
|-------------|---|-------------------------|-------------------------|
| (1) 工事番号 | 区第6号 | | |
| (2) 工事名 | (都) 亀岡駅北1号・2号公園整備工事 (その3) | | |
| (3) 工事場所 | 亀岡市追分町一本木地内外 | | |
| (4) 工事種別 | 土木一式工事 | | |
| (5) 工事概要 | 1号・2号公園面積 | A = 5,000m ² | |
| | ・土工 | | 1式 |
| | ・植栽工 | 高木 | N = 37本 |
| | | 張芝 | A = 3,550m ² |
| | ・プレキャスト皿型側溝工 | 皿型側溝 | L = 176m |
| | ・函渠工 | 函渠 | L = 138m |
| | | サイフォン舛改良 | N = 1箇所 |
| | ・アスファルト系舗装工 | 自然色AS舗装 | A = 577m ² |
| | ・コンクリート系舗装工 | 擬木枕木舗装 | A = 34m ² |
| | ・階段工 | 擬石階段 | N = 1箇所 |
| (6) 工期 | 契約日の翌日から令和4年3月10日まで | | |
| (7) 部分払 | 無 | | |
| (8) 前金払 | 有 (当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社の保証が必要) | | |
| (9) 中間前金払 | 請負金額500万円以上かつ工期150日以上 (変更工期を含む。) で前払金の支払を受けており、工期の2分の1が経過していること、工程表により工期の2分の1が経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること、当該工事に係る既済作業に要する経費が請負代金の2分の1以上に相当することのいずれの要件にも該当し、認定された場合に限り請求できる。(中間前払金は請負金額の20%以内 保証事業会社の保証が必要) | | |
| (10) 最低制限価格 | 採用 | | |
| (11) 入札保証金 | 免除 | | |
| (12) 契約保証金 | 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約担当者 | | |

が確実に認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

- (13) 支給材料及び貸与品 無
- (14) 契約書の要否 要

2 入札参加資格要件

- (1) 令和3年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「土木一式工事」の「A1等級」に認定された者のうち、希望順位1位で、亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (3) 手持ち工事が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。
（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和2年4月1日以降に発注した土木一式工事（A1等級）の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、災害復旧工事、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の土木一式工事（A1等級）の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）
- (4) 受注金額が1億円を超える場合は、入札に参加することができない。
（※受注金額は、亀岡市が実施する令和3年4月1日以降に発注した土木一式工事、建築一式工事及び水道施設工事における受注総計額とする。また、公告日から開札日までの間に、受注金額が1億円を超える場合は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失うこととする。ただし、災害復旧工事、随意契約、JVによるもの、亀岡市長以外と契約した工事や契約変更の増減額は対象外とする。）
- (5) 受注件数が1件ある場合は、入札に参加することができない。
（※受注件数とは、亀岡市が実施する令和3年4月1日以降に発注した土木一式工事（A1等級）で受注した件数をいう。また、公告日から開札日までの間に、他の土木一式工事（A1等級）の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。ただし、災害復旧工事、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは受注件数に含まない。）
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (7) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）
 - (2) 配置予定技術者調書（別紙様式2）
- ※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載

することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が4,000万円（建築一式は6,000万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。ただし、請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満の場合は、監理技術者等を非専任で配置することができる。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3か月以上の雇用関係があることをいう。）

(3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 配置予定技術者調書に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和3年8月23日（月） 午後1時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	令和3年8月23日（月） 午後1時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	令和3年8月30日（月） 午前9時から午後5時まで 令和3年8月31日（火） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	令和3年9月1日（水） 午後5時までに電子入札システムにより通知	
質疑の受付	申請書等に関する質問 令和3年8月27日（金）午後5時まで 設計図書に関する質問 令和3年9月2日（木）午後3時まで	共通事項5-1のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和3年9月6日（月）午後5時まで	共通事項5-1のとおり
入札期間	令和3年9月8日（水） 午前9時から午後5時まで 令和3年9月9日（木） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり

予定価格の公表	予定価格の公表：令和3年9月9日（木） 午後4時以降		入札情報公開システムによる
予定価格に関する質問の受付	予定価格の公表をしたときから 令和3年9月13日（月）正午まで		共通事項5-2のとおり
予定価格に関する質問への回答	令和3年9月14日（火）まで		共通事項5-2のとおり
	【予定価格に関する質問がないとき】	【予定価格に関する質問があるとき】	
開札日時	令和3年9月14日（火） 午前10時	令和3年9月15日（水） 午前10時	電子入札システムによる
再度入札を行う場合の入札期間	令和3年9月15日（水） 午前9時から午後3時まで	令和3年9月16日（木） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
再度入札の開札日時	令和3年9月15日（水） 午後3時以降	令和3年9月16日（木） 午後3時以降	電子入札システムによる

(注) 都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

(1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。

(2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。

(3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。

(4) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 総務部 契約検査課
(電話 0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第76号

亀岡農業振興地域整備計画について、農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和44年政令第254号）第10条の規定に該当する軽微な変更をしたので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項で準用する同法第12条の規定により公告し、当該変更後の計画書を次により縦覧に供する。

令和3年8月27日

亀岡市長 桂川孝裕

1 縦覧期間

令和3年8月27日以後、常時備え置くこととする。

2 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地
亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

任免及び辞令

松枝尚哉

亀岡市政の円滑な運営に資するため職員不祥事防止の徹底及び庁内におけるコンプライアンス推進に係るコンプライアンス監として参与に委嘱します

任期は令和4年7月31日までとします

令和3年8月1日

福居顯介

亀岡市市医に委嘱します

令和3年8月7日

廣瀬千鶴子

亀岡市都市計画審議会委員の委嘱を解きます

令和3年8月11日

桂長門

亀岡市休日急病診療所医師に委嘱します

令和3年8月13日

教育委員会欄

規則

児童生徒の入学すべき学校区を指定する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年8月10日

亀岡市教育委員会教育長 神先宏彰

亀岡市教育委員会規則第8号

児童生徒の入学すべき学校区を指定する規則の一部を改正する規則

児童生徒の入学すべき学校区を指定する規則（昭和47年亀岡市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

東別院町全域	別院中学校
西別院町全域	
曾我部町（ただし、穴太の一部及び重利の一部を除く。）全域	南桑中学校
禰田野町の全域及び曾我部町の一部の区域	
吉川町全域	
大井町のうち並河1丁目・2丁目・かすみヶ丘・南金岐の全域及び並河3丁目・並河・北金岐の一部の区域	

」を

「

東別院町全域	南桑中学校
西別院町全域	
曾我部町（ただし、穴太の一部及び重利の一部を除く。）全域	
禰田野町の全域及び曾我部町の一部の区域	
吉川町全域	
大井町のうち並河1丁目・2丁目・かすみヶ丘・南金岐の全域及び並河3丁目・並河・北金岐の一部の区域	

」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

「揭示済」

公平委員会欄

規 則

申請書等の押印を求めることの見直しに伴う関係公平委員会規則等の整理に関する規則をここに公布する。

令和3年8月23日

亀岡市公平委員会

委員長 深澤則夫

亀岡市公平委員会規則第2号

申請書等の押印を求めることの見直しに伴う関係公平委員会規則等の整理に関する規則

(再就職者による依頼等の届出の手続に関する規則の一部改正)

第1条 再就職者による依頼等の届出の手続に関する規則(平成28年亀岡市公平委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「㊟」を削る。

(勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部改正)

第2条 勤務条件に関する措置の要求に関する規則(昭和33年亀岡市公平委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「署名し印を押して」を削る。

(勤務条件に関する措置の要求に関する規則及び不利益処分についての審査請求に関する規則に必要な書面及び手続の一部改正)

第3条 勤務条件に関する措置の要求に関する規則及び不利益処分についての審査請求に関

する規則に必要な書面及び手続（昭和34年亀岡市公平委員会制定）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「㊟」及び「契印をして」を削る。

別記第2号様式中「㊟」を削る。

別記第3号様式中「㊟」を削り、「書いて契印をし」を「書き」に改める。

別記第4号様式及び別記第5号様式中「㊟」を削る。

別記第6号様式中「㊟」を削り、「書いて契印をおし」を「書き」に改める。

別記第7号様式中「㊟」を削る。

（不利益処分についての審査請求に関する規則の一部改正）

第4条 不利益処分についての審査請求に関する規則（昭和33年亀岡市公平委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「、審査請求人が記名押印し」を削る。

第8条第9項中「押印」を削る。

第14条第3項中「、請求者が記名押印して」を削る。

（亀岡市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する規則の一部改正）

第5条 亀岡市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する規則（平成14年亀岡市公平委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「記名押印した」を削る。

（職員団体の登録に関する規則の一部改正）

第6条 職員団体の登録に関する規則（昭和41年亀岡市公平委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「㊟」を削る。

別記第2号様式中

「

<p style="text-align: center;">本団体の規約は、構成員の全員が平等に参加を有する直接、秘密の投票により 全員の過半数で採択されたことを証明します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">団体名</p> <p style="text-align: center;">証明者役職 及び氏名</p> <p style="text-align: right;">㊟</p>
--

」

を

「

本団体の規約は、全ての構成員が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密の投票により全員の過半数で採択されたことを証明します。

年 月 日

団体名

証明者役職

及び氏名

」

に、

「

本団体の役員は、構成員の全員が平等に参加を有する機会を有する直接、秘密の投票により投票者の過半数で選出されたことを証明する。

年 月 日

団体名

証明者役職

及び氏名

㊞

」

を

「

本団体の役員は、全ての構成員が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密の投票により投票者の過半数で選出されたことを証明します。

年 月 日

団体名

証明者役職

及び氏名

」

に、

「

規約採択、役員選挙に参加した代議員は、構成団体、下部組織ごとに構成員の全員が平等に参加する機会を有する直接、秘密の投票により投票者の過半数で選出されたことを証明します。

年 月 日

団体名

証明者役職

及び氏名

㊞

」

を

「

規約採択、役員選挙に参加した代議員は、構成団体、下部組織ごとに全ての構成員が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密の投票により投票者の過半数で選出されたことを証明します。

年 月 日

団体名

証明者役職

及び氏名

」

に、

「団体名

「団体名

代表者役職氏名 ㊟」を 代表者役職氏名 」に改める。

別記第4号様式中「㊟」を削る。

別記第5号様式中

「

（〇〇団体への加入（脱退）は、構成員（代議員）の全員が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密の投票により全員の過半数で採択されたことを報告します。

年 月 日

職員団体名

報告者役職氏名

㊟

」

を

「

〇〇団体への加入（脱退）は、全ての構成員（代議員）が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密の投票により全員の過半数で採択されたことを報告します。

年 月 日

職員団体名

報告者役職氏名

」

に改める。

別記第6号様式中「㊟」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

「揭示済」

農業委員会欄

告示

亀岡市農業委員会告示第2号

農地法（昭和27年法律第229号）第3条第2項第5号の規定により別段の面積（下限面積）を次のとおり告示する。

令和3年8月19日

亀岡市農業委員会
会長 神崎 弥

別段の面積	適用する区域
1平方メートル	西別院町万願寺下辻7番 西別院町万願寺下辻16番 西別院町万願寺下辻17番 千歳町毘沙門西條1番 千歳町毘沙門西條7番2
30アール	1平方メートル区域を除く区域

附 則

令和3年亀岡市農業委員会告示第1号は、この告示の施行の日をもって廃止する。

「揭示済」

公 告

亀岡市農業委員会公告第8号

令和3年8月定例総会を下記のとおり公告する。

令和3年8月2日

亀岡市農業委員会
会長 神崎 弥

記

- 1 日 時
令和3年8月5日（木）
午後1時30分から
- 2 場 所
亀岡市役所 1階 市民ホール
- 3 議 題
 - ・第1号議案 農地法第18条第6項の規定による通知の承認について
 - ・第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について
 - ・第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について
 - ・第4号議案 非農地証明交付について
 - ・第5号議案 令和3年9月都市農地貸借事業計画（都市農地貸借法）
 - ・第6号議案 農地取得に係る別段の面積（下限面積）の設定について

「揭示済」

上下水道部欄

告 示

亀岡市上下水道部告示第18号

亀岡市指定給水装置工事事業者における事業廃止の告示

令和3年8月18日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者から指定給水装置工事事業者廃止届出書が提出されたので、亀岡市指定給水装置工事事業者規程第10条第2号の規定により告示する。

記

- 1 廃止処理日
令和3年7月20日
- 2 廃止業者

指定番号	業者名	代表者名	住 所
285	ロイヤルホームセンター株式会社 ロイサポートグループ	代表取締役 中山 正明	大阪市西区阿波座一丁目5番16号

- 3 廃止理由
指定給水装置工事事業者廃止届出書提出のため

「揭示済」

亀岡市上下水道部告示第19号

亀岡市指定給水装置工事
事業者指定の告示

令和3年8月20日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者を亀岡市指定給水装置工事事業者として指定したので、亀岡市指定給水装置工事事業者規程第10条第1号の規定により告示する。

記

1 指定した業者

指定番号	業者名	代表者名	住所
312	今村水道	今村 一也	京都市西京区榎原井戸26-7

2 指定日

令和3年8月20日

「掲示済」

亀岡市上下水道部告示第20号

亀岡市指定給水装置工事
事業者指定の告示

令和3年8月20日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者を亀岡市指定給水装置工事事業者として指定したので、亀岡市指定給水装置工事事業者規程第10条第1号の規定により告示する。

記

1 指定した業者

指定番号	業者名	代表者名	住所
313	有限会社 俊成設備	代表取締役 俊成 哲夫	京都市山科区日ノ岡坂脇町10-12

2 指定日

令和3年8月20日

「掲示済」

亀岡市上下水道部告示第21号

亀岡市指定給水装置工事
事業者指定の告示

令和3年8月20日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者を亀岡市指定給水装置工事事業者として指定したので、亀岡市指定給水装置工事事業者規程第10条第1号の規定により告示する。

記

1 指定した業者

指定番号	業者名	代表者名	住所
314	株式会社 クリーンライフ	代表取締役 元村 祐次	大阪府吹田市広芝 町6番10号

2 指定日

令和3年8月20日

「揭示済」

亀岡市上下水道部告示第22号

亀岡市下水道排水設備指定工事
業者指定の告示

令和3年8月20日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者を亀岡市下水道排水設備指定工事業者として指定したので、亀岡市下水道排水設備指定工事業者規程第15条第1号の規定により告示する。

記

1 指定日

令和3年8月20日

2 指定業者

指定番号	業者名	代表者名	住所
307	有限会社 俊成設備	代表取締役 俊成 哲夫	京都市山科区日ノ 岡坂脇町10-12

「揭示済」

公 告

亀岡市上下水道部公告第3号

亀岡市上下水道お客様センター業務委託について、公募型プロポーザル方式により事業者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和3年8月27日

亀岡市長 桂川孝裕

1 業務概要

- (1) 業務番号
3客サ第1号
- (2) 業務名
亀岡市上下水道お客様センター業務委託
- (3) 業務内容
 - ・窓口受付業務（料金関連業務）
 - ・開閉栓業務
 - ・休日業務
 - ・検針業務
 - ・電算処理業務（調定業務・収納業務等）
 - ・漏水減額業務
 - ・下水道排水量認定業務
 - ・下水道事業受益者負担金の収納業務
 - ・滞納整理業務
 - ・給水工事関連窓口業務
 - ・給水装置工事申込受付・審査・検査業務
 - ・指定給水装置工事事業者の申請・更新受付業務
 - ・排水設備工事関連窓口業務
 - ・排水設備の新設等計画（変更・廃止）確認申請受付・審査・検査業務
 - ・排水設備指定工事業者・責任技術者の申請・更新受付業務
 - ・下水道制限行為許可申請等受付業務

- ・特定施設に関する業務
- ・水洗化促進業務
- ・上下水道に関する事故通報受付及び初動対応業務
- ・その他関連業務
- ・総合案内業務（代表電話の交換業務・来庁者案内業務）

- (4) 業務場所
 亀岡市安町釜ヶ前20番地
 （新庁舎移転予定地）
- (5) 業務期間
 令和4年4月1日から
 令和9年3月31日まで
- (6) 見積限度額
 493,493,000円
 （消費税及び地方消費税を含む。）

2 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を満たす者でなければならない。

- (1) 公告から契約締結日までの間、国又は地方公共団体等の指名停止を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (4) 会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされた者でないこと。
- (5) 銀行取引停止、主要取引先から取引停止

等の事実があるなど、経営状態が著しく不健全でないこと。

- (6) 次のアからオまでのいずれにも該当しないこと。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

- (7) 個人情報漏洩、滅失、棄損又は改ざんの防止、その他個人情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講ずることができる者であること。

- (8) 当該業務委託の目的達成に必要な従事者を配置できること。

- (9) 次に掲げる条件を満たす者を本業務に常時配置できること。

<p>ア 給水装置工事主任技術者の資格を有する者</p> <p>イ 下水道排水設備工事責任技術者の資格を有する者</p> <p>(10) 給水人口が5万人以上の事業体で、窓口受付業務（料金関連業務）、開閉栓業務、検針業務、電算処理業務（調定業務・収納業務等）、滞納整理業務、給水工事関連窓口業務、給水装置工事申込受付・審査・検査業務、排水設備工事関連窓口業務、排水設備の新設等計画（変更・廃止）確認申請受付・審査・検査業務のうち、1受託事業につき5業務以上の受託実績を1受託事業以上有すること。</p> <p>(11) 本業務を一括再委託しない者であること。</p> <p>3 手続等</p> <p>(1) 実施要領</p> <p>ア 交付期間 令和3年8月27日（金）から 令和3年9月13日（月）まで</p> <p>イ 交付場所 「亀岡市ホームページ（https://www.city.kameoka.kyoto.jp/）」からダウンロード</p> <p>ウ 交付する書類 実施要領、仕様書、参加申込書等の様式</p> <p>(2) 参加申込み</p> <p>ア 参加申込書等は、亀岡市ホームページに掲載</p> <p>イ 提出期限 令和3年9月13日（月）午後5時まで（必着） また、本市が指示した場合を除き、提出後の書類の差し替え及び再提出は認めない。 ※持参の場合の受付は、土日祝日を除く</p>	<p>午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。</p> <p>ウ 提出場所 亀岡市上下水道部お客様サービス課</p> <p>エ 提出書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プロポーザル参加申込書 ・事業所概要 ・商業登記簿謄本 ・配置予定給水装置工事主任技術者届 ・配置予定下水道排水設備工事責任技術者届 ・業務実績書 ・誓約書 ・役員等調書 ・支店・営業所の場合は、本社の委任状 <p>オ 提出部数 1部（ただし、会社概要パンフレットは12部）</p> <p>カ 提出方法 持参又は郵送とする。郵送の場合は、封筒に「参加申込書類在中」の旨を記載し、書留郵便等、配達記録が残る方法により、受付期間内に必着とする。</p> <p>キ 提出先 「8 事務局」に記載のとおり</p> <p>(3) 企画提案書の作成に係る質問の受付及び回答 本プロポーザルに関する質問の受付及び回答は、次のとおりとする。</p> <p>ア 受付期間 令和3年9月22日（水）から令和3年9月30日（木）午後5時まで</p> <p>イ 受付方法</p> <p>(ア) 質問書に記入の上、「8 事務局」まで電子メール又はFAXで提出すること。</p> <p>(イ) 質問書を提出した場合は、提出後に「8 事務局」まで受付確認の連絡</p>
--	---

(電話)を行うこと。なお、受付確認の連絡(電話)は、土日祝日を除く午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)とする。

(ウ) 電子メール、FAX以外による質問(電話又は口頭による質問)には応じない。

ウ 回答日・回答方法

令和3年10月11日(月)までに、全ての参加事業者に対して、電子メールで回答する。なお、質問書を提出した事業者名は非公開とする。

エ 質問内容

質問内容は、参加申込み及び企画提案書等に関するもののみとし、審査(評価)に関する質問は一切受け付けない。

(4) 企画提案書の提出について

企画提案書は、次のとおりとする。

ア 提出書類

「(5) 企画提案書の提出書類について」に記載のとおり

イ 提出方法

持参又は郵送とする。郵送の場合は、封筒に「企画提案書在中」の旨を記載し、書留郵便等、配達記録が残る方法により、受付期間内に必着とする。

ウ 提出先

「8 事務局」に記載のとおり

エ 提出期限

令和3年10月29日(金)午後5時まで

※持参の場合の受付は、土日祝日を除く午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)とする。

オ 提出期限経過後の書類の差し替え及び再提出は認めない。ただし、本市が指示した場合は、この限りでない。

カ 提出部数

正本1部、副本11部とする。

(5) 企画提案書の提出書類について
提出書類は、次のとおりとする。

ア 企画提案書(表紙)

イ 予定担当者調書

ウ 業務実施体制に関する業務提案書

エ 料金関連窓口業務【窓口受付業務(料金関連業務)、開閉栓業務、検針業務、電算処理業務(調定業務・収納業務等)、漏水減額業務、下水道排水量認定業務、下水道受益者負担金の収納業務、滞納整理業務】

オ 工務関連窓口業務【給水工事窓口業務、指定給水装置工事業者の申請・更新受付業務、排水設備工事関連窓口業務、排水設備指定工事業者・責任技術者の申請・更新受付業務、水洗化促進業務、上下水道に関する事故通報受付及び初動対応業務】

カ 給水装置・排水設備工事関連業務【給水装置工事申込受付・審査・検査業務、排水設備の新設等計画(変更・廃止)確認申請書受付・審査・検査業務、下水道制限行為許可申請等受付・審査業務・特定施設に関する業務】

キ 総合案内等窓口【代表電話交換業務、来庁者案内業務、休日業務】

ク 価格提案書

・価格内訳書(価格提案明細)を別途提出すること。

・業務委託価格提案書及び価格内訳書は、円単位(消費税及び地方消費税を除く。)で作成すること。

※業務委託価格提案書及び価格内訳書は、企画提案書とは別に封かんし、1部提出すること。

4 審査

参加要件を満たす事業者に対して、亀岡市上下水道お客様センター業務委託公募型プロポーザルに係る事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、審査項目に基づき書類審査及びプレゼンテーション審査を実施する。

(1) 日時

令和3年11月上旬（予定）。日時については、後日に参加事業者に通知する。

(2) 場所

亀岡市上下水道部庁舎

(3) 出席者及び説明者

ア 出席者及び説明者は各事業者5名以内とし、本業務の業務責任者となる者又は業務従事者となる者は必ず出席すること。

イ 出席者の所属・役職、氏名を予定担当者調書により提出すること。

ウ 上記の予定担当者調書については、プレゼンテーション審査の前々日の正午までに、「8 事務局」へ電子メール又はFAXで提出すること。

エ プレゼンテーション及びヒアリングを欠席した場合は、本プロポーザルへの参加を辞退したものとみなす。ただし、交通機関の事故その他やむを得ない理由がある場合は、速やかに「8 事務局」まで連絡を入れること。

(4) 所要時間

各事業者50分程度（プレゼンテーション30分程度、ヒアリング20分程度）

(5) 内容

ア 当日の説明は、事前に提出した企画提案書等に基づきプレゼンテーションを行うものとし、追加提案や追加資料の配付は認めない。

イ プレゼンテーション及びヒアリングの順番は、企画提案書の提出順とする。な

お、辞退者がある場合は、順次繰り上げるものとする。

ウ プレゼンテーション及びヒアリングは個別に行い、非公開とする。

エ プレゼンテーション及びヒアリングには、選定委員会のほか、選定委員会の庶務担当者も同席する。

オ プレゼンテーション及びヒアリングの出席者及び説明者において、発熱がある又は体調不良の場合は出席を見合わせる。また、発熱がない又は体調良好で出席する場合も、マスクの着用、手洗いの励行等、新型コロナウイルス感染症対策に努めること。

(6) 使用機器

ア 説明時は、パソコン、プロジェクター等の使用を認めることとするが、パソコン、プロジェクター等の機材については事業者が準備すること。

イ 事業者からの申し出があれば、スクリーン、電源、延長コードについては本市で用意する。

ウ パワーポイント等を使用する場合は、スライド画面を印刷した資料を企画提案書に添付して提出すること。

5 企画提案者が1者又はいない場合の取扱い

(1) 企画提案者が1者になった場合でも、書類審査及びプレゼンテーション審査を実施し、選定委員会において適当と認められた場合は、事業者（候補者）として選定する。

(2) 企画提案者又は事業者（候補者）がいない場合は、参加資格、業務の内容等を見直して、再指名を行うのかどうかを選定委員会において協議し、決定する。

6 結果通知等

(1) 優先契約交渉事業者の決定

ア 選定委員会の審査において、全委員の評価点数の合計点が最も高い者（以下「最高評価点を得た者」という。）を優先契約交渉事業者の候補者（以下「候補者」という。）として決定する。

イ 最高評価点を得た者が複数の場合は、業務委託価格提案書による提案価格の金額が最も安価な者を候補者とし、提案価格の金額も同額の場合は、審査項目のうち「実質的評価項目」の評価点数の合計点が最も高い者を候補者とする。

ウ 最高評価点を得た者が評価配点合計の5割に満たない場合にあっては、候補者の選定を行わず、再指名等について検討するものとする。

(2) 結果通知

審査結果は、候補者が決定した後、速やかに本審査参加者全員に選定又は非選定の結果を書面で通知する。なお、審査結果通知日から契約を締結するまでに国又は地方公共団体等の指名停止に該当する行為を行ったときは、当該審査結果を取り消すことがある。

7 その他

(1) 本プロポーザルに要する経費は、全て参加者の負担とする。

(2) 参加申込み（参加表明）後に本プロポーザルを辞退する時は、辞退届を提出すること。

(3) 受付期間後の提出書類の修正、変更又は追加は原則として認めない。ただし、本市から指示がある場合は、この限りでない。

(4) 企画提案書等に記載した担当者等は、原則として変更できないものとする。ただし、やむを得ない理由による変更を行う場合は、変更前に本市の了承を得なければならない。

(5) 企画提案書等の提出書類に係る著作権は、

書類提出を行った各事業者に帰属するものとする。ただし、本市が本業務の実施その他必要と認める用途については、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。

(6) 企画提案書等の提出書類に含まれる著作権、肖像権その他の権利等、第三者の権利の対象を使用した結果、生じる責任は各事業者が負うものとする。

(7) 提出書類等は返却しない。

(8) 契約書に係る仕様書は、本市が示した仕様書及び選定された企画提案に基づき、契約予定者と本市で協議の上、決定することとする。

(9) 本市は、提案書類等を提出者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。

(10) 本市は、提出書類等を審査に必要な範囲において、複製できるものとする。

(11) 次の場合、提出書類等は無効とする。

ア 提出期限を過ぎて提出された場合

イ 提出書類等に虚偽の記載があった場合

ウ 提出書類等の作成に当たって不正行為が判明した場合

エ 提出書類等の内容が示された条件に適合していない場合

(12) 審査内容や審査経過については非公開とする。

(13) 審査結果に対する異議申立ては受け付けない。

(14) 本プロポーザルを途中で辞退した者は、これを理由として以後の選定等について不利益な取扱いを受けることはない。

(15) 不測の事態があった場合は、本案件の執行をやむを得ず中止することがある。

8 事務局

〒621-0811

京都府亀岡市北古世町1丁目2番5号

亀岡市上下水道部お客様サービス課料金係

電話番号：

0771-25-6770 (直通)

FAX番号：

0771-22-6336

電子メール：

okyakusama-service@city.kameoka.lg.jp

「揭示済」